

その他の鳥獣保護事業の実施に関する基本的な考え方

1 鳥獣保護事業の実施に当たって、新たに考慮すべき基本的事項

- 鳥獣保護事業の実施にあたっては、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本とし、必要に応じて、特定鳥獣保護管理計画、鳥獣保護区における保全事業、休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例や捕獲数制限のための入猟者承認といった制度の活用を図る。
- 特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携、地域に根付いた取組の充実及び人材の育成とその活用を図る。
- 狩猟免許、登録制度の適正な実施を図るとともに、狩猟者に対して関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止などの危険防止につき指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図る。
- 鳥獣保護事業を進めるにあたっては、地域住民の主体的な取組も効果的であり、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、鳥獣の保護管理の必要性について地域住民の理解を深めるための普及啓発及び指導・助言を推進する。
- 鳥獣保護事業の実施にあたっては、鳥獣保護事業に関わる国、地方公共団体、事業者、市民・民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、効果的な実施を図る。

2 鳥獣保護区管理等の充実

(1) 重要な鳥獣の生息地等における保護区の指定

国指定鳥獣保護区については、国際的・全国的な観点から、重要な渡り鳥の渡来地や鳥獣の繁殖地などの情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて計画的に指定等を行う。

都道府県指定鳥獣保護区については、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて計画的に指定を行う。

(2) 保護のための指針の充実

近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録されて適切な管理が求められている。

さらに、鳥獣保護区は、鳥獣をはじめとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣や生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区ごとの保護に関する指針の充実に努める。

(3) 鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により、鳥獣の生息環境が悪化した場合において、当該鳥獣保護区の指定目的及び鳥獣の生息状況等に照らし必要があると認める
とき、その区域内における鳥獣の生息地の保護及び整備を行うものである。

保全事業を行うにあたっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、
関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区の保護
に関する指針（特別保護地区に関しては特別保護地区の保護に関する指針）（以下「鳥獣
保護区等の保護に関する指針」という。）において保全事業の目標、区域及び事業内容を
定めるものとする。

また、鳥獣保護区等の保護に関する指針に照らし、保全事業を実施しようとする者は、
当該指針に適合した保全事業の実施計画を策定することとし、事業を行う予定地の土地所
有者、管理者等の合意を得るものとする。

さらに、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング
等に努めるものとする。

(4) 環境教育等の推進

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を
図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努
めるほか、必要に応じて環境教育及び研究等のための利用施設の整備にも努める。

また、地方自治体、小中学校、自然保護団体等による自然観察等の環境教育が進むよう、
地域特性に応じた観察プログラムやパンフレット等の作成、ホームページを活用した情報
発信等を行う。

3 きめ細かな鳥獣保護事業の実施

(1) 鳥獣の区分ごとの取扱【WGにおいて検討中】

鳥獣を制度上の区分や特性に応じて適切に保護管理を進める。このため、区分に関する
考え方や区分ごとの保護管理の方向性について示し、都道府県において生息状況等を踏ま
えた区分に応じて保護管理を行う。

また、鳥獣の生息状況等に応じた狩猟鳥獣の定期的な見直しとその考え方についても記
述する。

鳥獣区分の例）希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣

(2) 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の自然条件が特殊な地域については、その地域特性に応じた適切な鳥獣保
護事業を実施することが必要であることから、都道府県内において、島嶼、半島、山岳地
域等のように地形や気候等の違いにより、鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して
著しく異なる特定の地域については、必要に応じてその地域の保護管理の方向性を別途鳥
獣保護事業計画の中で示すことにより、きめ細かな鳥獣保護事業を実施することとする。

(3) 鳥獣保護に関する調査研究の推進【WGにおいて検討中】

科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するために、渡り鳥の飛来経路や重要な繁殖地
についての情報収集、調査及び分析を推進する。また、狩猟者からの捕獲報告や、傷病鳥獣、

個体数調整及び有害鳥獣捕獲等により捕獲等した鳥獣に関する情報を活用し、きめ細かな鳥獣保護事業の推進に努める。また、特定計画の効果的な実施のために関連する技術の開発を図る。

4 特定鳥獣保護管理計画【WGにおいて検討中】

特定計画の効果的な実施に資するように、広域的及び地域的な鳥獣保護管理やモニタリング等に関する考え方について考え方を整理する。

5 傷病鳥獣の取扱【WGにおいて検討中】

目的や収容個体の取扱に関する基本的な考え方の整理、採取データの活用に関する考え方の整理について示す。

6 鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、鳥獣が人の与える食物に依存することとなるおそれや、農作物への被害を誘引するおそれなどがあり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないように、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

7 狩猟の適正化【WGにおいて検討中】

(1) 網猟免許とわな猟免許の創設

網免許及びわな免許の分離に関する考え方、それぞれに求められる知識や技術等について記述する。

(2) 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許更新時の講習や狩猟免許試験の内容について、鳥獣保護管理に関連する知識・技術を充実し、狩猟者の資質を高めることについて考え方を整理する。

8 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生が懸念される中、海外ではこうした感染症による野鳥の大量死が報告されており、国内でも希少種をはじめとした鳥獣への影響が懸念される。このため、鳥獣に関する保護管理の視点から、発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて感染状況等に関する調査や鳥獣への感染防止対策を実施する。

また、鳥獣担当部局における鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促すことにより、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生や家畜衛生を担当する部局に野鳥の生態等に関する情報を提供す

ることにより、人における発生予防に資するものとする。

9 関係主体の役割の明確化と連携 【WGにおいて検討中】

特に市町村については、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、近年、鳥獣保護事業を実施する上での役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施にあたって適切な役割を果たすことが期待されている点を十分に踏まえ、その体制整備や国及び都道府県からの適切な支援に努めるものとする。

また、鳥獣の生息状況や地域個体群の動向を踏まえ、鳥獣の生息環境の保全及び被害防止対策等を効果的に実施するため、地方公共団体における鳥獣担当部局及び農林水産担当部局並びに市民、民間団体等その他関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する地方公共団体等の間での連携の強化を図るものとする。